

I. 公共建築物

基準の適用対象

公共建築物における不特定多数の者の利用する部分を基準の適用対象とします。

ただし、公共住宅及び公共建築物で特定の者が利用する部分については、高齢者・障害者・乳幼児連れの方等の利用の実態に応じて、また、小中学校については多数の者が利用する部分について、本基準の項目を適用するものとします。

また、小規模な公共建築物については、物理的な制約から整備の内容が限られることが想定されますが、高齢者・障害者・乳幼児連れの方等の利用の実態に応じ、その安全の確保、次いで利便性や快適性の追求にとって必要性の高い整備に係る項目を適用するものとします。

災害時に避難所となる施設については、日常における施設利用の実態を考慮しつつ、当該施設における福祉的配慮として、バリアフリートイレの設置や施設内の段差解消等、不安なく安全な避難生活にとって必要となる整備に係る項目を適用するものとします。

※サインシステム、音声案内、視覚障害者誘導用ブロック、点字表示の詳細は、「V. 情報・案内」を参照してください。

出典凡例

【政令】	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（建築物移動等円滑化基準）
【建築基準法施行令】	建築基準法施行令
【交通省令】	移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（公共交通移動等円滑化基準）
【市道路条例】	移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（名古屋市）
【市公園条例】	移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（名古屋市）
【建築標準（表題）】	高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準
【道路ガ（表題）】	道路の移動等円滑化整備ガイドライン
【公園ガ（表題）望】	都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインの「望ましい整備内容」
【旅客ガ（表題）標】	公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン（旅客施設編）の「標準的な整備内容」
【県規則】	人にやさしい街づくりの推進に関する条例施行規則（愛知県）
【県指針（表題）】	人にやさしい街づくり望ましい整備指針（愛知県）

A-1 移動等円滑化経路

整備の基本的な考え方

建築物の接する道等から施設内の不特定多数の利用部分に至るまでの経路において、連続性のある移動動線を確保する。

① 移動等円滑化経路の考え方

→図 I - 1

◎次に掲げる場合には、それぞれに定める経路のうち1以上（利用者の移動が最も一般的な経路（主動線）を優先）を高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「移動等円滑化経路」）とする。

【政令第18条第1項第1号～第3号】

- ・道又は公園、広場その他の空地から不特定多数の者の利用が見込まれる部分までの経路
- ・不特定多数の者の利用が見込まれる部分からバリアフリートイレまでの経路
- ・車いす使用者用駐車スペースから不特定多数の者の利用が見込まれる部分までの経路

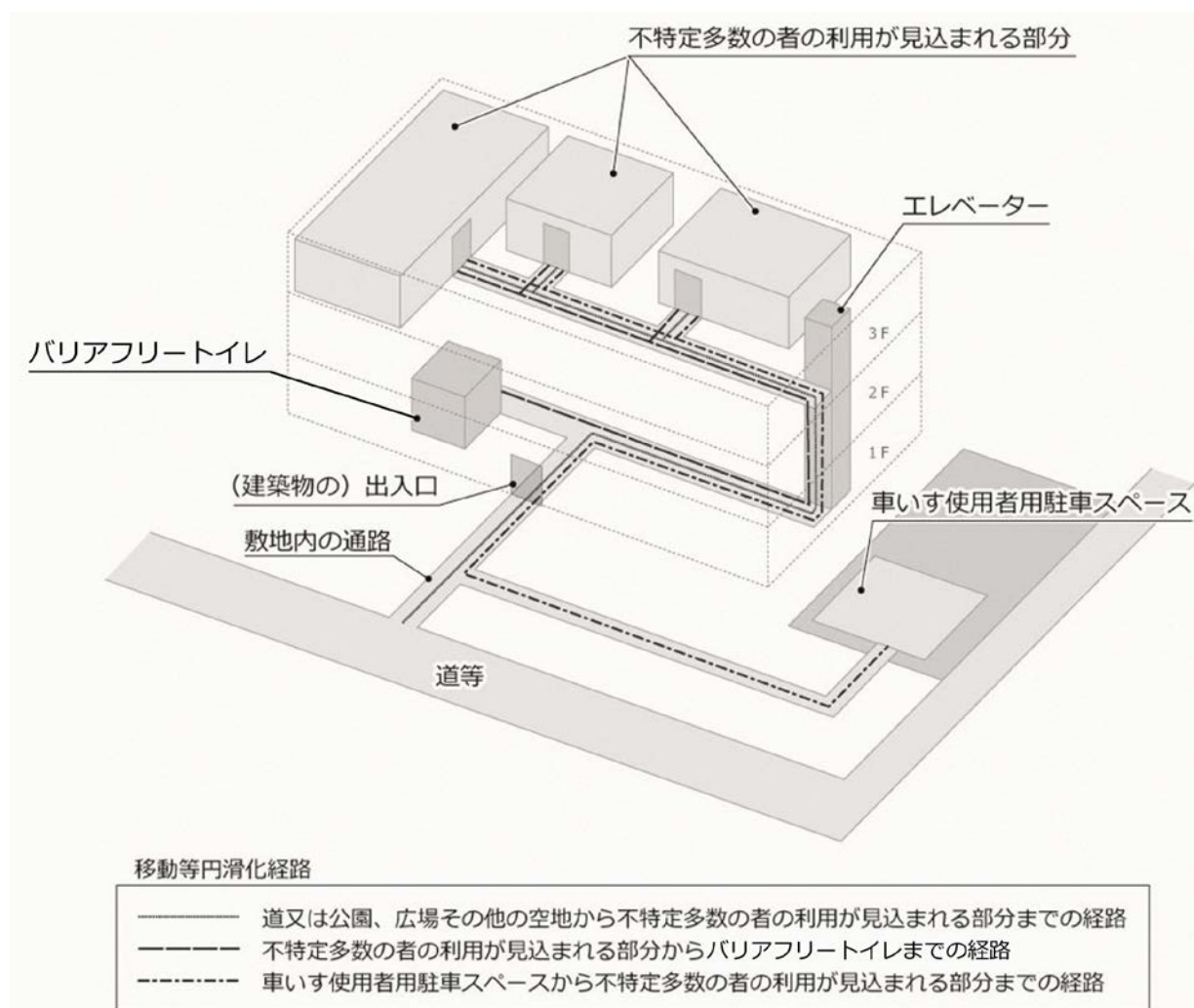
◎当該移動等円滑化経路上に階段又は段を設けない。ただし、スロープ又はエレベーターを併設する場合は、この限りでない。

【政令第18条第2項第1号】

◎当該移動等円滑化経路を構成する出入口、廊下等、スロープ、エレベーター、敷地内の通路は、以下、A-3 アプローチ、A-7 スロープ、A-8 出入口、A-9 廊下、A-12 エレベーターで定める。

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

図 I - 1 移動等円滑化経路イメージ



A-2 視覚障害者移動等円滑化経路

整備の基本的な考え方

建築物の接する道等から施設内の案内所等に至るまでの経路において、視覚障害者誘導用ブロックの敷設等により誘導する。

① 視覚障害者移動等円滑化経路の考え方

→図 I-2

◎道又は公園、広場その他の空地から施設案内設備や係員のいる案内所等までの経路のうち 1 以上を視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下「視覚障害者移動等円滑化経路」）とする。視覚障害者移動等円滑化経路は、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設ける。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。

【政令第 21 条第 1 項・第 2 項第 1 号】

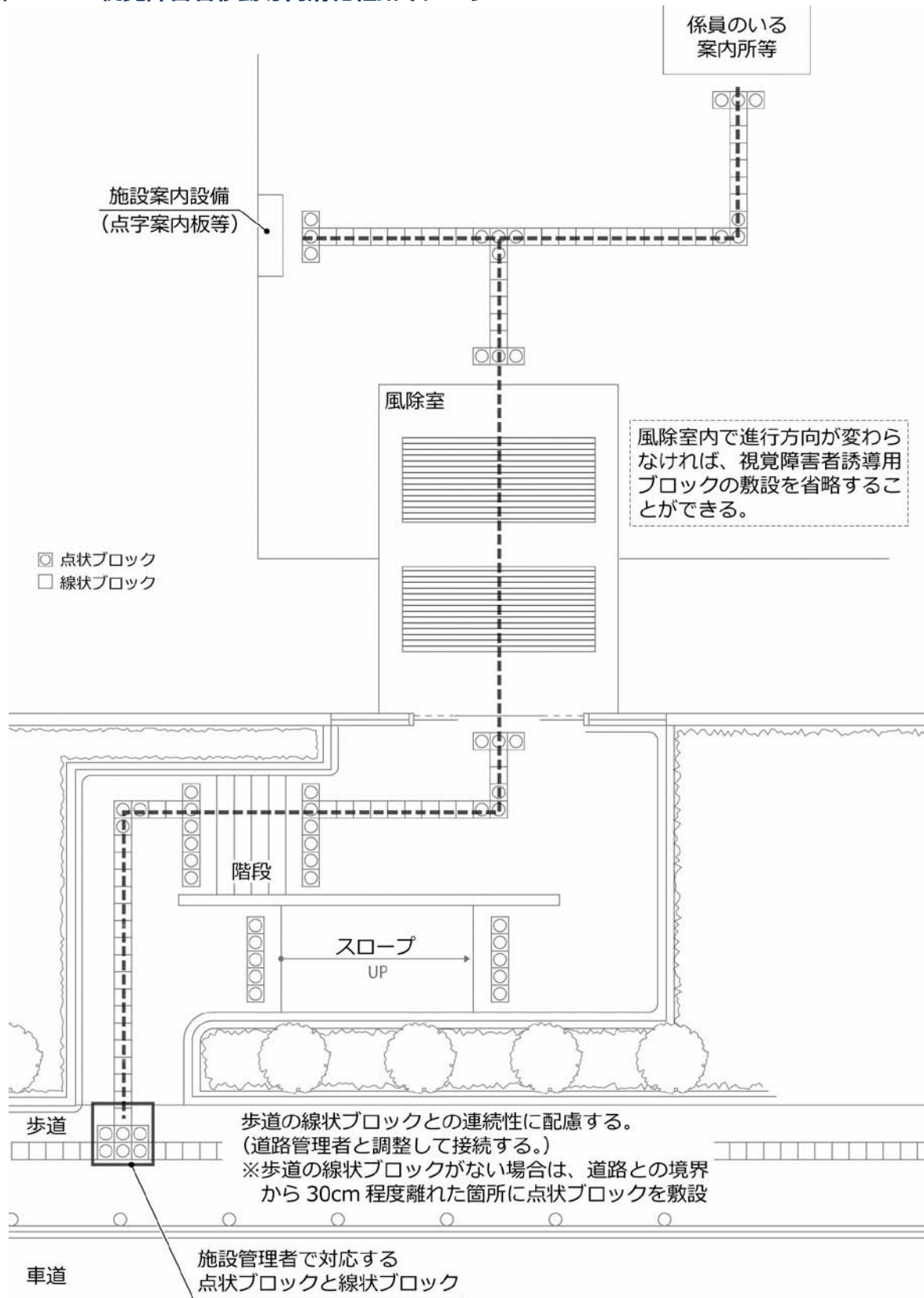
◎視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次の部分には、点状ブロック等を敷設する。

【政令第 21 条第 2 項第 2 号】

- ・車路に近接する部分
- ・階段及びスロープに近接する部分

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

図 I-2 視覚障害者移動等円滑化経路イメージ



----- 道又は公園、広場その他の空地から施設案内設備や係員のいる案内所等までの経路

A-3 アプローチ

整備の基本的な考え方

- (1) 道路から建物の入口を結ぶ主となる歩行者動線に、安全に通行できる歩行者通路を設ける。
- (2) 通路は自動車道との分離を原則とする。
- (3) 通路は極力段差のないようにし、階段または段差がある場合は、スロープを設ける。

① 通路の有効幅員（有効幅員とは、通行上有効な部分の幅員をいう。（以下同じ）） ◎車いすで 180 度回転できるよう、140cm 以上の有効幅員を確保する。 ○車いす使用者同士のすれ違いを考慮し、180cm 以上の有効幅員を確保することが望ましい。	【県規則第 15 条(3)1】 【建築標準（敷地内の通路）】
② 通路面の仕上げ ◎通路面は、砂利敷きなど車いすやベビーカーで通行しにくい舗装は避け、しっかりした濡れても滑りにくい舗装とする。（コンクリートを使用する場合は、金ごて仕上げを避けたり滑り止めを施行する等、滑りにくさに配慮する。タイルやブロックを使用する場合は、大きな凹凸を生じないように配慮する。） ◎通路面は、水勾配が必要な場合を除いて平たんな仕上げとする。 ○通路面は、グレア（ぎらつき）の生じない素材を用いることが望ましい。	【政令第 16 条第 1 号の強化】 【建築標準（敷地内の通路）】 【県指針（敷地内通路）】
③ 溝蓋 ◎アプローチの通路面に溝蓋を設ける場合の穴径・溝幅は、車いすやベビーカー等の車輪、杖の先端や靴のかかと部分が落ち込まない細目の構造とするとともに、表面は滑りにくい仕上げとする。	→図 I - 4 【建築標準（敷地内の通路）】
④ 段差 ◎通路面には、段差を設けない。やむを得ない事情で段差が残る場合は、スロープ又はエレベーターを設ける。（歩道との境界部分も同様とする。）	【建築標準（敷地内の通路）】
⑤ 視覚障害者誘導用ブロック ◎敷地入口から建物入口までの経路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。この場合、歩道上の視覚障害者誘導用ブロックとの連続性に配慮する。	→図 I - 3 【建築標準（敷地内の通路）】

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

◎歩道の線状ブロックと接続する場合には、事前に道路管理者と協議して敷設する。（施設の改築や廃止により、接続している視覚障害者誘導用ブロックを移設する場合や撤去する場合も含む。） ◎アプローチ部分で車路に近接する部分及び車路を横断する部分、スロープ及び階段等の段の上り口及び下り口、踊り場の端部の部分には点状ブロックを敷設する。	
⑥ 視覚障害者の誘導・案内	→図 I - 3
○誘導チャイム（盲導鈴）、及び、点字による案内板または触知案内板などを設けることが望ましい。 ○点字による案内板、触知案内板などには、情報を単純化する等、視覚障害者が把握しやすい工夫を行うとともに、文字及び音声による情報も併せ持つことが望ましい。	【建築標準（案内表示）】 【建築標準（案内表示）の強化】
⑦ 表示	→図 I - 3
○高齢者や弱視者に配慮して、地と文字の色対比に留意し、太線の大きな文字を用いた施設名称サインを、敷地入口の近寄って見ることができる位置に掲出することが望ましい。	
⑧ 配置	
○歩道、車路を分離することが望ましい。（通路面にコントラストをつけたり、縁石を設けるなどといった措置が望ましい。）	【建築標準（敷地内の通路）】
⑨ 照明	
○誰にでも認知できる明るさを確保することが望ましい。ただし、強い光が目には直接当たることがないように考慮する。	【県指針（敷地内通路）】

図 I-3 アプローチイメージ

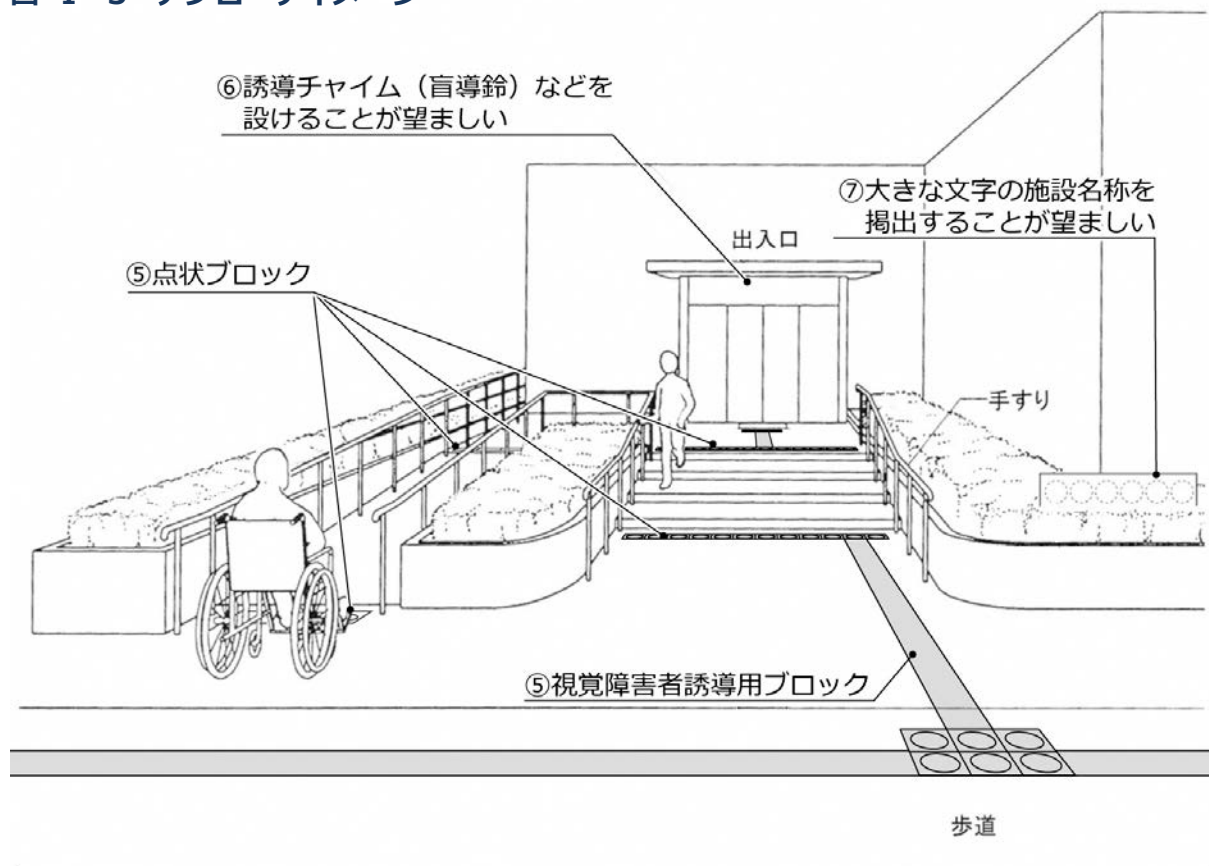
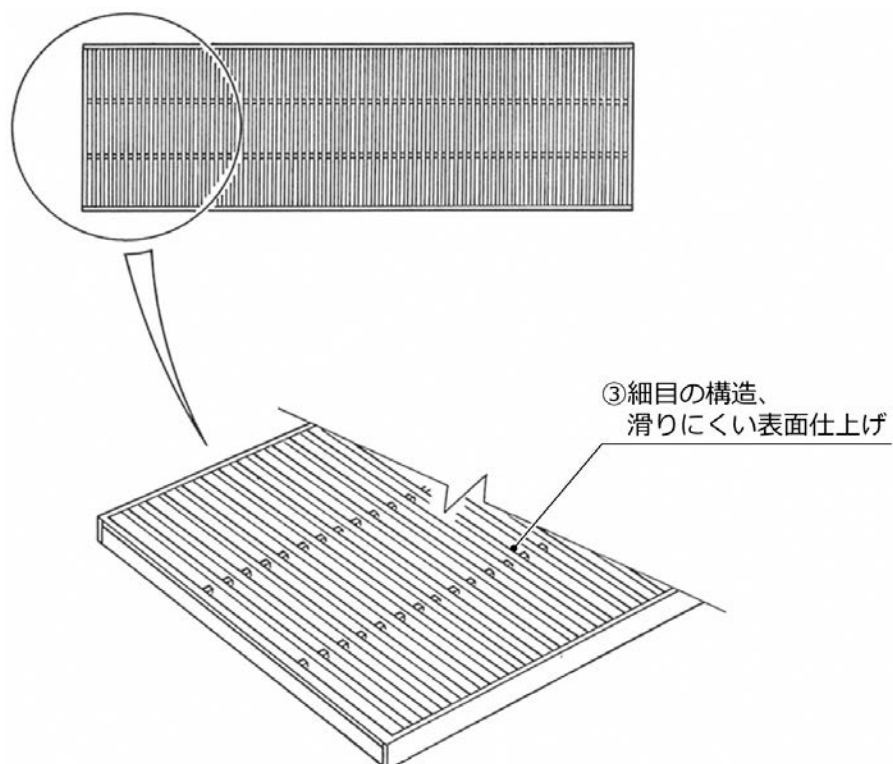


図 I-4 グレーチングの例（細目ノンスリップタイプ）



A-4 駐車場

整備の基本的な考え方

- (1) 建築物の規模や用途に応じて、車いす使用者や歩行が困難な人たちが優先して使用できる車いす使用者用駐車スペースを設ける。
- (2) 車いす使用者用駐車スペースへの利用の集中を避けるため、歩行が困難でも車いす使用者用駐車スペースのような幅の広い区画を必要としない障害者・妊産婦等の優先駐車スペースを別に設けることが望ましい。
- (3) 車いす使用者用駐車スペースや障害者・妊産婦等の優先駐車スペースの位置は、外部出入口（玄関など）にアプローチしやすい場所（車いす使用者用駐車スペースは車いすでアプローチしやすい場所）とする。

① 設置台数	→設置台数表
◎車いす使用者用駐車スペースを駐車台数の50分の1台以上（駐車台数が200台を超える場合は、駐車台数の100分の1に2を加えた数以上）設ける。	【建築標準（駐車場）・市公園条例第7条第1項】
② 設置位置	
◎車いす使用者用駐車スペースは、駐車場から利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置（建物の主要な出入口の近く、屋内の場合はエレベーターホールの近くなど）に設置する。	【政令第17条第2項第2号・建築標準（駐車場）】
③ 車いす使用者用駐車スペース	→図 I-5・図 I-6
◎車いす使用者用駐車スペースの幅員は、車いす使用者に配慮し350cm以上とし、そのうち有効幅員140cm程度を乗降用スペースとする。	【政令第17条第2項第1号】
◎隣に車いす使用者用駐車スペースがないために乗降用スペースが片側にしか隣接しない場合には、有効幅員140cm程度の乗降用スペースを追加設置して、両側から車いす使用者が乗降できるようにする。（有効幅員140cm以上の安全通路やその他の乗降可能なスペースが隣接するために両側から車いす使用者が乗降できる場合は除く。）	【建築標準（駐車場）】
◎車いす使用者用駐車スペースの奥行きは500cm以上とする。	【県指針（駐車場）】
○車いす使用者用駐車スペースの後部に安全通路がない場合などは、後部トランクや車いす用リフト付車両等の利用に考慮して、奥行き600cm以上とすることが望ましい。	【県指針（駐車場）】
◎車体用のスペース床面に、障害者シンボルマークを塗装表示し、乗降用スペース床面は、斜線で塗装表示する。	【建築標準（駐車場）】
◎車いす使用者用駐車スペースの端の見やすい位置に、障害者シンボルマークの案内板（車いす使用者をはじめとした障害者等を優先す	【建築標準（駐車場）の強化】
【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容	

る旨の説明も記載した案内板）を設ける。 ○障害者シンボルマークの案内板は車越しにも見えるように、150cm以上の高さに設けることが望ましい。 ○複数の車いす使用者用駐車スペースを設ける場合には、並べて設けることが望ましい。	【県指針（駐車場）】
④ 安全通路	→図 I - 5
◎車いす使用者用駐車スペースから建物出入口まで、有効幅員 140cm以上の車いす使用者及び歩行者に安全な通路を設ける。 ○安全通路は車いす使用者同士のすれ違いを考慮し、180cm 以上の有効幅員を確保することが望ましい。 ○安全通路は車両通行部分と識別しやすくすることが望ましい。 ○安全通路と車両通行部分の間に周囲との違いを認知しやすい色の手すりを設けることが望ましい。	【県規則第 15 条(3)1】 【建築標準（敷地内の通路）】 【県指針（駐車場）】 【県指針（駐車場）】
⑤ 屋根・ひさし等	
○雨天時の乗降に困難が生じないよう、車いす使用者の乗降に必要なスペース（建物の出入口までの安全通路及び車いす使用者用駐車スペース）は屋内に設ける、または屋外の駐車施設に屋根もしくはひさしを設けることが望ましい。（この場合、大型の車いす用リフト付き車両の高さ（230 cm以上）に対応した必要な有効高さや梁下高さを確保する。）	【建築標準（駐車場）】
⑥ 床仕上げ	
◎通路及び車いす使用者用駐車スペースの床面は、滑りにくく水勾配が必要な場合を除いて平たんな仕上げとする。	【建築標準（駐車場）・県指針（駐車場）】
⑦ 誘導	→図 I - 6
◎進入口には、車いす使用者用駐車スペースが設置されていることがわかるよう標識を設ける。 ◎進入口から車いす使用者用駐車スペースに至るまで、誘導用の標識を設け、標識は内容を容易に識別できるように JIS 規格の案内用図記号（JIS Z 8210）のピクトグラムを用いて案内する。 ○見通しの悪いカーブなどの箇所には、ミラーを設けることが望ましい。	【建築標準（駐車場）】 【建築標準（駐車場）】 【県指針（駐車場）】
⑧ 障害者・妊産婦等の優先駐車スペース	
○車いす使用者用駐車スペースへの利用の集中を避けるため、歩行が困難でも車いす使用者用駐車スペースのような幅の広い区画を必要としない人（車いす使用者以外の障害者・妊産婦・けが人・乳幼児連れ利用者等）のために、車いす使用者用駐車スペースに加えて、障害者・妊産婦等の優先駐車スペースを設けることが望ましい。	【建築標準（駐車場）】

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

【障害者・妊産婦等の優先駐車スペースを設ける場合の留意点】

- ・障害者・妊産婦等の優先駐車スペースは、車いす使用者用駐車スペースを①設置台数で必要としている台数分を設けたうえで、別に追加して設ける。
- ・障害者・妊産婦等の優先駐車スペースは、車いす使用者用駐車スペースにある乗降用スペースを省略したもの（一般の駐車スペースと同じ幅でも可）とする。
- ・障害者・妊産婦等の優先駐車スペースは、車いす使用者以外の障害者・妊産婦・けが人・乳幼児連れ利用者等の優先スペースであることがわかるように、車いす使用者用駐車スペースと区分して、JIS規格の案内用図記号（JIS Z 8210）のピクトグラムも用いて利用対象者を案内する。
- ・障害者・妊産婦等の優先駐車スペースの床面は、床材の色の違い等により、その他の部分と容易に識別できるよう区分する。

⑨ その他

- ◎発券所等は曲がり角やスロープに設けないように計画する、受け皿を大きくするなど高齢者や障害者などが円滑に利用できるよう配慮したものとする。
- 大規模駐車場または地下駐車場においては、車いす使用者用駐車スペース、トイレ、エレベーターなどの案内図や避難誘導ルート、非常口などを明示した案内図などを用意するか、または同駐車スペースにおいて案内板を設置するなどの措置をとることが望ましい。
- 車いす使用者の利用頻度に応じ、乗降の介助や案内・誘導のための体制をとっておくことが望ましい。
- 発券機や精算機等は、立位がとれない利用者や、手や指の不自由な利用者も使えるよう、設置位置や高さ等に配慮することが望ましい。
- 車いす使用者用駐車施設は平置き式とすることが望ましい。（狭小敷地の場合等、やむを得ず機械式駐車装置で確保する場合には、駐車場管理員の配置や当該駐車装置の特性に応じた安全対策を講じる等、車いす使用者の利用に支障がないものとする。）

※一般公共用の駐車場にあっても上記基準を準用する。

【道路ガ（自動車駐車場）】

【道路ガ（自動車駐車場）】

【道路ガ（自動車駐車場）】

【建築標準（駐車場）】

【建築標準（駐車場）】

設置台数表

総駐車台数	車いす使用者用駐車スペース台数
～50 台	1 台以上
51 台～100 台	2 台以上
101 台～150 台	3 台以上
151 台～200 台	4 台以上
201 台～300 台	5 台以上
301 台～400 台	6 台以上
401 台～500 台	7 台以上

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

図 I - 5 駐車場参考イメージ

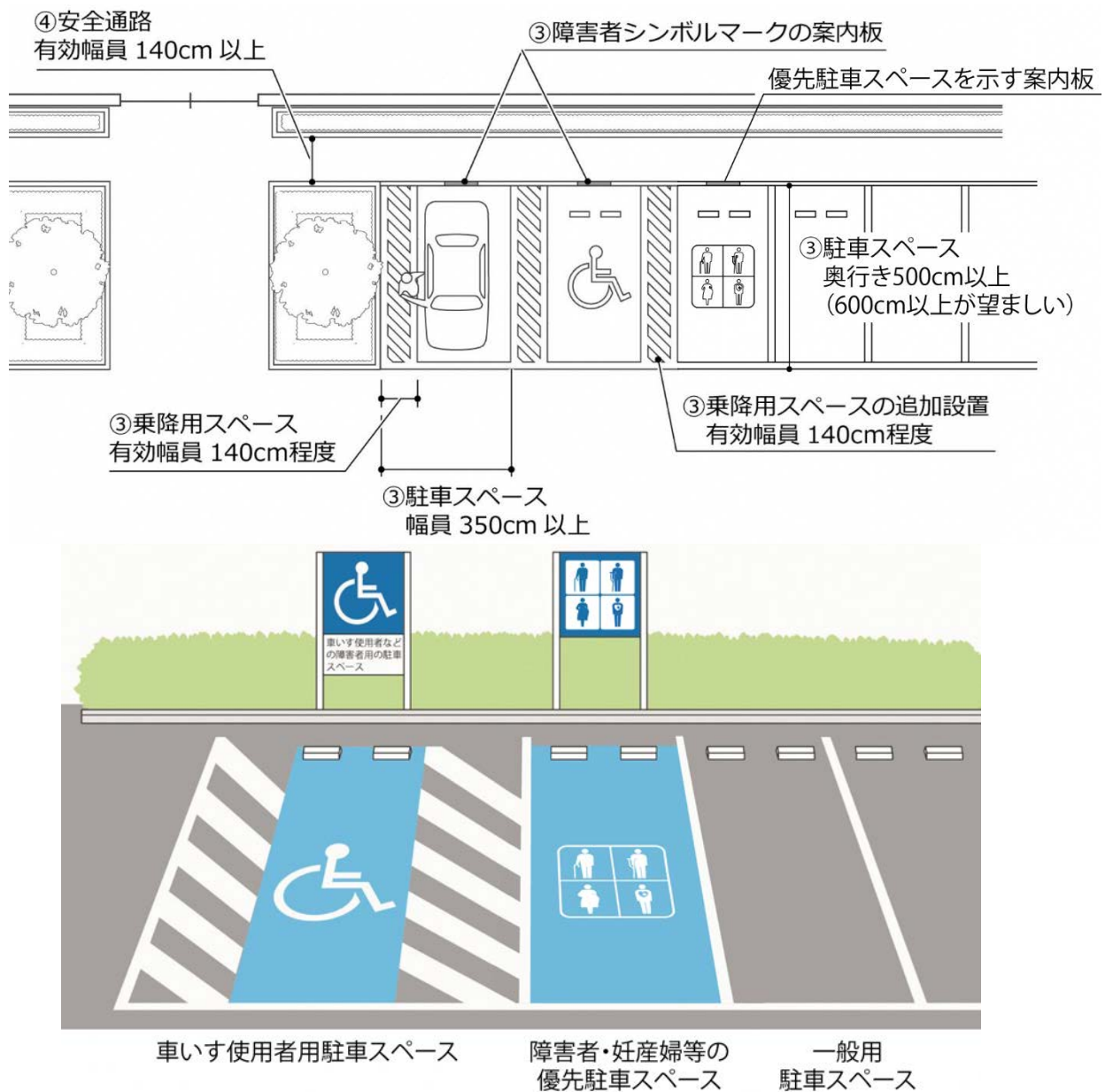
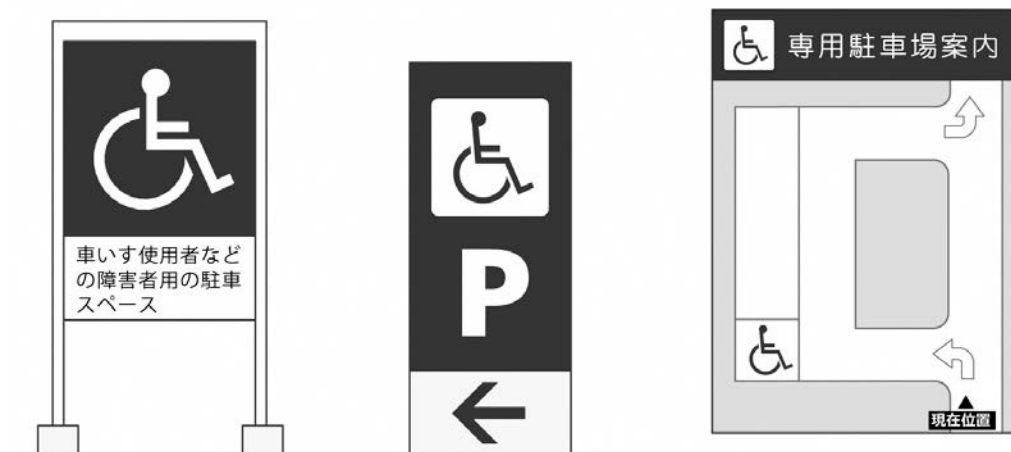


図 I - 6 案内板・標識のイメージ



車いす使用者用駐車スペースを必要としている人たちへの配慮

車いすを使用している人は、ドアを全開にしないと自動車には乗降できないため、一般の駐車区画を利用することができません。そのため、車いす使用者用駐車スペースは、車いすの乗り移りを考慮した広さが必要です。（車いす使用者自身が運転している場合もあれば、助手席や後部座席に乗り込んでいる場合もありますので、両側に十分なスペースが必要です。）

しかしながら、車いす使用者用駐車スペースを必要としている人たち以外が駐車すると、そのスペースを本当に必要としている人たちの利用が妨げられ、整備した駐車スペースが台無しとなってしまいます。

こうした不適正な利用を防止するために三角コーンや柵などを置いてしまうと、それらを移動するために車を乗り降りしないといけなくなります。

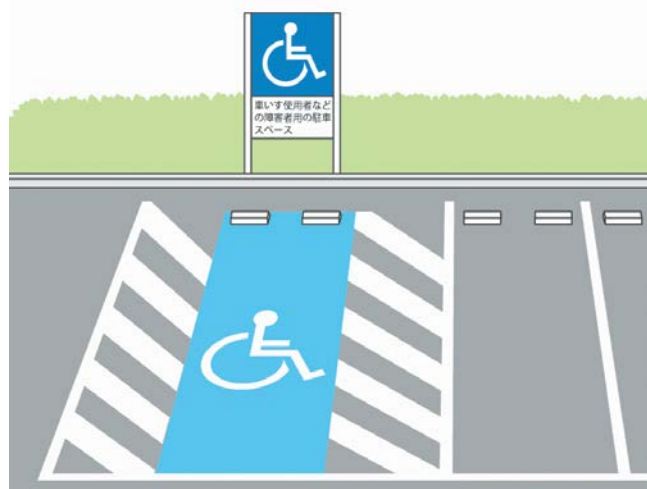
駐車スペース利用者の専用の出入口を別に設けて不適正な利用を防止している事例もありますが、適正な使用を呼びかけるために、次のような方法もあります。

1 目立つ色による駐車スペースの塗装

車体用のスペース床面への障害者シンボルマークの塗装表示とともに、その周りの車体用スペースを青色等で塗装して目立たせることにより、一般用スペースと区別をつきやすくして、不適正利用に対する抑止的效果を図ります。

2 目立つ看板の設置

駐車スペース端の見やすい位置に設置する障害者シンボルマークを入れた案内板を目立つように設置することにより、不適正利用に対する警告的效果を図ります。



目立つ色による駐車スペースの塗装と目立つ看板

A-5 一時停車スペース

整備の基本的な考え方

必要に応じて、車いす使用者等の障害者が優先して利用できる停車スペースを設けることが望ましい。

① 設置

→図 I-7

- 建物の出入口や駅前広場などに一時的な乗降を目的に設ける停車スペースについて、十分な敷地と数の停車スペースがあるときには障害者の同乗する車両が優先的に利用できる障害者用停車スペースを設けることが望ましい。
- 障害者用停車スペースは目的となる行き先へ通ずる距離ができるだけ短くなる位置に設けることが望ましい。
- 障害者用停車スペースから目的となる行き先までは、自動車動線との交錯が極力少なくなるよう、安全な歩行者用通路を確保することが望ましい。

【市道路条例第20条第1項】

【市道路条例第20条第2項第1号】

【道路ガ(自動車駐車場)】

② 障害者用停車スペース

→図 I-7

- 障害者用である旨を見やすい方法により表示することが望ましい。
- 乗降用スペースは、車体用スペースの側部と後部に、有効幅員150cm、奥行き150cm以上を確保するとともに、床面は平坦な仕上げとすることが望ましい。
- 車体用スペースは、車体の大きい福祉車両への対応を考慮した幅・奥行き・高さとするが望ましい。

【市道路条例第20条第2項第3号】

→図 I-8

【市道路条例第20条第2項第2号・道路ガ(自動車駐車場)】

【道路ガ(自動車駐車場)】

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

図 I-7 一時停車スペースのイメージ

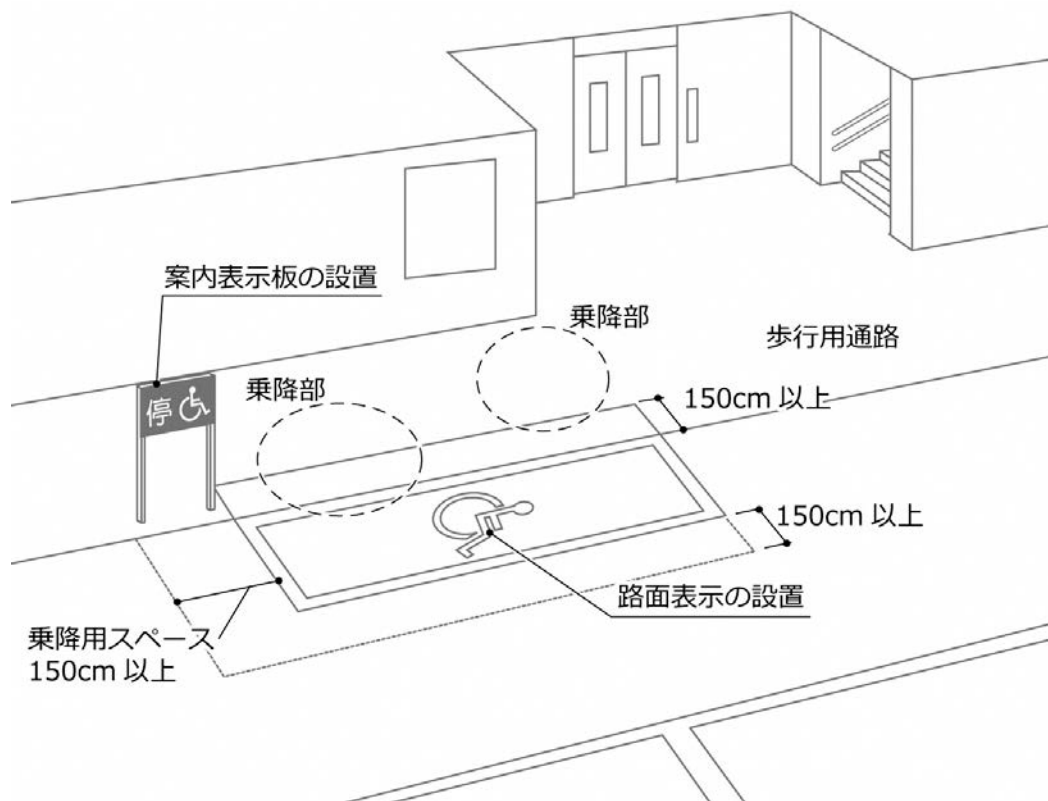


図 I-8 案内看板 表示面の例



A-6 玄関廻り

整備の基本的な考え方

- (1) 玄関ドアは、車いす使用者などが支障なく出入りできる有効幅員を確保する。
- (2) 玄関ドア前後における段差を設けない。
- (3) 玄関ドアの前後には、車いすの回転に必要な水平スペースを設ける。
- (4) 玄関は弱視者にもわかりやすいように位置、形状、配色、照明等に配慮する。

① 床仕上げ	→図 I-9
◎玄関の内外は、同一レベルとし、床面は、濡れても滑りにくい仕上げとする。	【建築標準(建築物の出入口)】
② 玄関マット	→図 I-11
◎玄関マットを設ける場合は、埋め込み式で、車いすのキャスターが沈み込まない材質とする。	【建築標準(建築物の出入口)】
③ 風除室	→図 I-9
◎風除室を設ける場合は、ドアが同時に開かないよう車いすの前後幅以上のスペースを設ける。 ○必要に応じ手すりの設置、色分け等により衝突防止に配慮することが望ましい。	【建築標準(建築物の出入口)】
④ 玄関ホール	
◎玄関ホールに設ける受付カウンター、公衆電話、水飲み器などは、高齢者や障害者などの利用に配慮する。 ◎受付を設ける場合は、玄関口からわかりやすい位置に設ける。 ○玄関ホールには、車いすを常備することが望ましい。 ○上履きに履き替えて利用する施設では、履き替える場所に足腰の不自由な人などのためのいすと縦型手すりを設けることが望ましい。	【建築標準(建築物の出入口)の強化】 【建築標準(建築物の出入口)】
⑤ 屋根・ひさし	→図 I-9
○玄関には、車いす使用者などの雨天時の乗降を考慮して、屋根またはひさしを設けることが望ましい。	【建築標準(建築物の出入口)】
⑥ 表示・案内	→図 I-9・図 I-10
◎玄関付近には、案内板を見やすい位置に設ける。 ◎館内案内板等には、トイレ・エレベーター・駐車施設の配置など障害者などに配慮した設備の位置を表示する。	【建築標準(建築物の出入口)】 【政令第20条第1項】

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

○建物入口には、高齢者や弱視者に配慮して、地と文字の色対比に留意した太線の大きな文字を用いた施設名称サインを、近寄って見ることができる位置に掲出することが望ましい。 ◎玄関付近には、点字による案内板、触知案内板又は音声案内装置など視覚障害者に示す設備を設ける。ただし、案内所を設けてある場合はこの限りではない。 ○点字による案内板、触知案内板などには、情報を単純化する等、視覚障害者が把握しやすい工夫を行うとともに、文字及び音声による情報をあわせもつものとするのが望ましい。 ○傘立て、下駄箱の番号は点字表示を行うことが望ましい。 ○インターホン（音による案内）又はハンドセット等を設ける場合、その中心高さは、立位と車いす使用者がともに利用できるよう、床から100cm～110cm程度とすることが望ましい。 ○聴覚障害者はインターホンでは音声の聴き取りが困難なため、双方向性のモニター付きインターホンを設けることが望ましい。 ○インターホンには施設の利用案内やインターホンの使い方などの文字表示を併設することが望ましい。 ○玄関から受付までが離れている場合や複合ビルなどで受付が複数ある場合などには、玄関にインターホンを設けて案内することが望ましい。	【建築標準（造作・機器）】 【政令第20条第2項～第3項】 【建築標準（造作・機器）】 【建築標準（建築物の出入口）】 【県指針（出入口）】 【県指針（出入口）】
⑦ 誘導	→図 I-9・図 I-10
◎玄関から係員のいる受付に至る間は、視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。 ◎視覚障害者誘導用ブロックは玄関マットで途切れないよう敷設する。 ◎点字による案内板、触知案内板、音声案内装置など視覚障害者に示す設備を設ける場合には、視覚障害者誘導用ブロック又は音声による誘導を行う。 ○インターホンを設置する場合には、敷地入口からインターホンまでの経路への視覚障害者誘導用ブロックの敷設や音声による誘導を行うことが望ましい。 ○音声案内装置を設ける場合は、戸の直上に設けることが望ましい。	【政令第21条第1項の強化】 【建築標準（建築物の出入口）】 【県指針（出入口）の強化】 【建築標準（建築物の出入口）】
⑧ その他の屋外出入口	
◎主要な出入口に準じて整備することが困難な場合は、車いす使用者などの利用できる出入口を明示する。	【県指針（出入口）】

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

図 I - 9 玄関廻り参考図

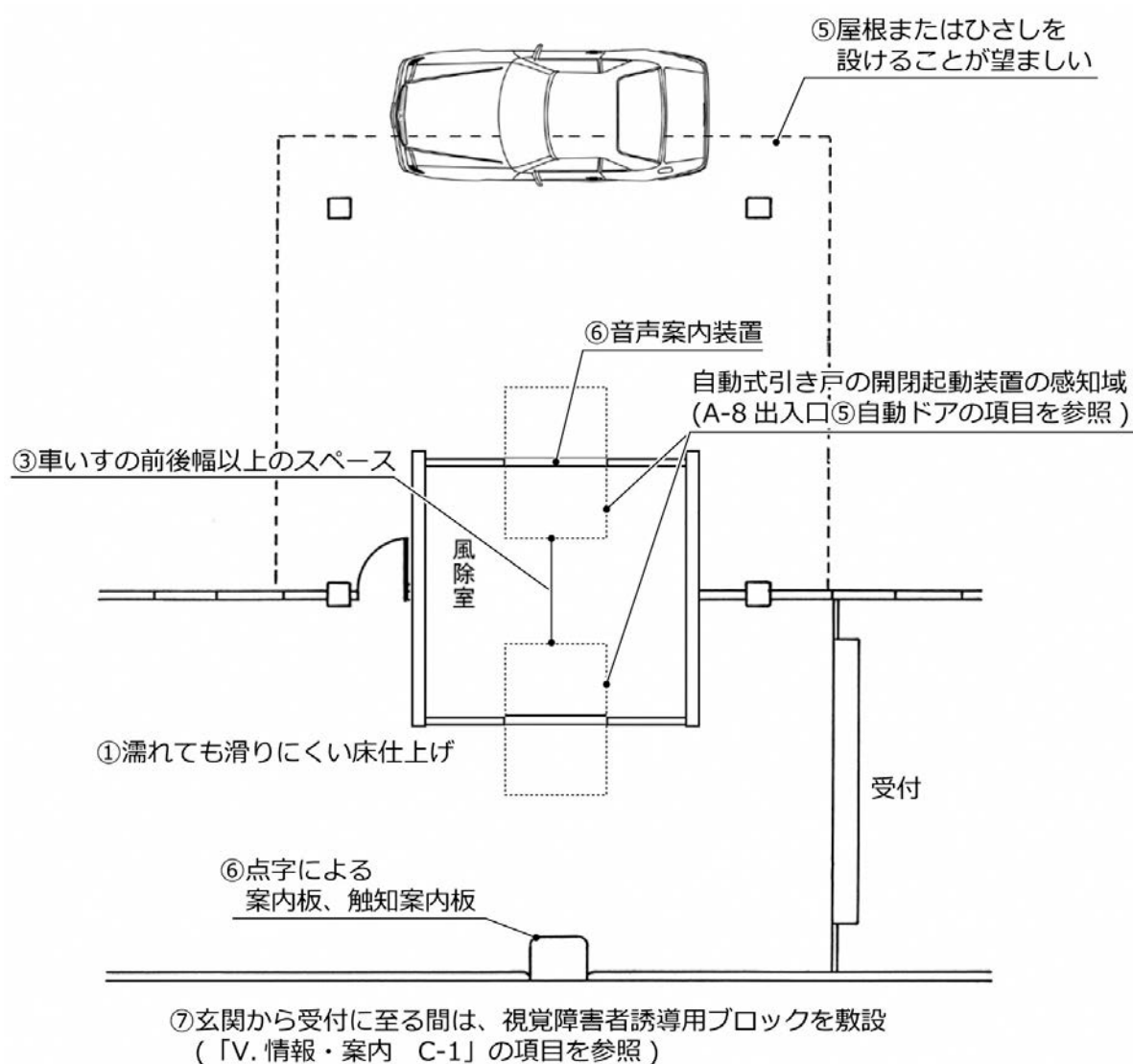


図 I - 10 玄関イメージ

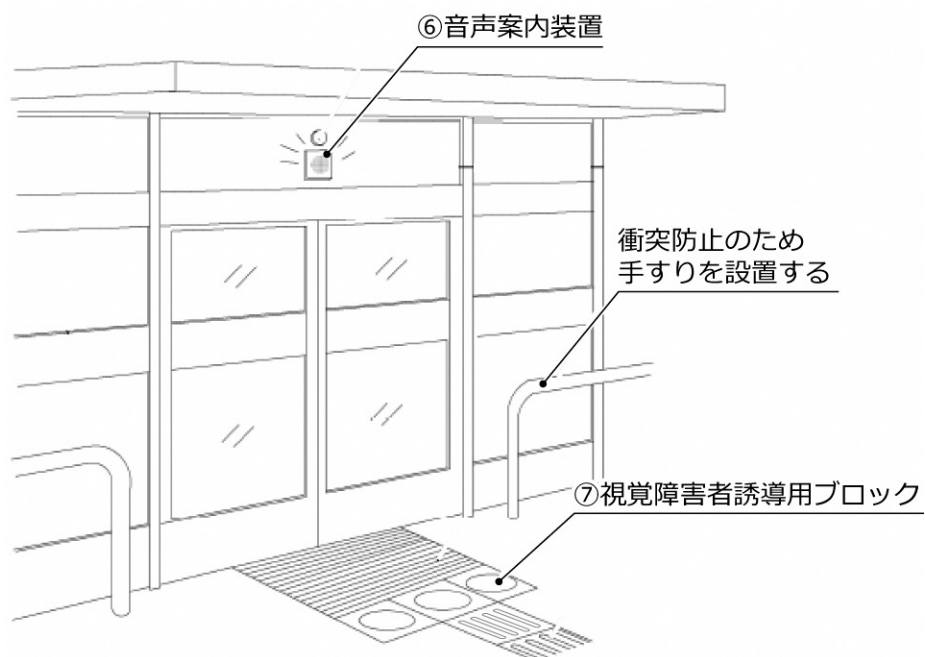
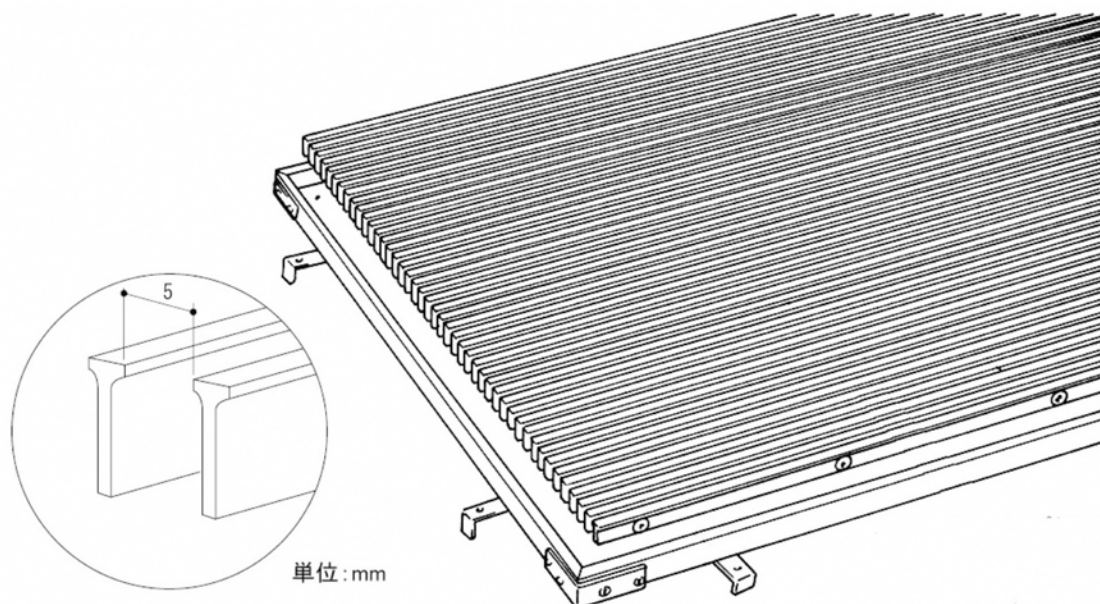


図 I - 11 玄関マットの例



細目ノンスリップタイプは車いすのキャスターの沈み込みや滑りの防止効果がある

A-7 スロープ

整備の基本的な考え方

通行動線上に段差がある場合は、スロープを設けるなど段差の解消に配慮する。

① 勾配

→図 I-13

◎勾配は 1/12 (8.3%) 以下とし、屋外では 1/15 (6.7%) 以下とする。(高低差 10cm 未満の場合に限り 1/8 (12.5%) 以下としてさしつかえない。)

○屋外の勾配は 1/20 以下とすることが望ましい。

◎スロープの端部は床に対して滑らかに接する構造とする。

【勾配の表示比較表 (参考)】

勾配	1/1	1/2	1/3	1/4	1/5	1/6	1/7	1/8
%	100	50	33.3	25	20	16.7	14.3	12.5
度	45	26.57°	18.43°	14.04°	11.31°	9.46°	8.14°	7.15°

勾配	1/9	1/10	1/12	1/15	1/20	1/30	1/50
%	11.1	10.0	8.3	6.7	5.0	3.3	2.0
度	6.34°	5.71°	4.76°	3.81°	2.86°	1.91°	1.15°

【政令第 18 条第 2 項第 4 号口の強化】

【県指針(敷地内通路)】

② 有効幅員

→図 I-12・図 I-13

◎有効幅員は、140cm 以上とする。(ただし、階段と併設する場合は、90cm 以上とすることができる。)

○車いす使用者同士のすれ違いを考慮し 180cm 以上の有効幅員を確保することが望ましい。(階段と併設する場合は、120cm 以上の有効幅員でもよい。)

【政令第 18 条第 2 項第 4 号イの強化】

【建築標準(敷地内の通路)】

③ 踊り場等

→図 I-12・図 I-13

◎高低差が 75cm 以内ごとに、踏幅 150cm 以上の踊り場を設ける。

○屋外では高低差が 60cm 以内ごとに、踏幅 150cm 以上の踊り場を設けることが望ましい。

◎通行の安全確保、休憩、方向転換等のため、スロープの上端・下端に近接する部分、曲がりの部分、折り返し部分、他の通路との交差部分にも、踏幅 150cm 以上の水平なスペースを設ける。

【政令第 18 条第 2 項第 4 号ハ】

【建築標準(敷地内の通路)】

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

④ 床仕上げ	◎通路床面は、濡れても滑りにくいものとする。 ◎踊り場などの水平部分は、水勾配が必要な場合を除いて平たんな仕上げとする。 ◎スロープは、通路・踊り場などの水平部分と色を変える（色彩、色相または明度の差、輝度比等を確保する）処理や、ノンスリップ加工（滑り止め加工）処理などの仕上げを変える処理などにより、識別しやすいものとする。	【政令第 13 条第 2 号・建築標準（敷地内の通路）】 【政令第 13 条第 3 号・建築標準（敷地内の通路）】
⑤ 立ち上がり	→図 I - 13	
◎車いすの脱輪などの防止のため、10 cm 以上の立ち上がりまたは側壁を設ける。 ○車いすの乗り越え防止のため、側壁がない場合は 35cm 以上の立ち上りを連続して設けることが望ましい。		
⑥ 手すり	→図 I - 13	
◎手すりを両側に連続して設ける。 ◎手すりの両端は、スロープの始点、終点より 30 cm 以上水平に延長する。 ○歩き始めの安定確保や視覚障害者の利用に配慮し、手すりの両端は、スロープの始点、終点より 45cm 以上水平に延長することが望ましい。 (I. 公共建築物 A-11 手すりの項を参考)	【建築標準（敷地内の通路）（造作・機器）】 【建築標準（敷地内の通路）】	
⑦ 車いす当たり	○壁面には、床上 15cm～35cm 程度の車いす当たりを連続して取り付けることが望ましい。	
⑧ 視覚障害者誘導用ブロック	→図 I - 13	
◎スロープの上り口、下り口、踊り場（スロープを視覚障害者移動等円滑化経路として線状ブロックで誘導する場合の踊り場）の端部（スロープの始末端部から 30cm 程度離れた箇所）には、点状ブロックを敷設して注意を喚起する。なお、踊り場の点状ブロック間は最低 30cm を確保する。	【政令第 13 条第 4 号の強化】	
⑨ その他	○屋外においては、屋根又はひさしを設けることが望ましい。 ○折り返し部分では、見通しを確保することが望ましい。	【県指針（敷地内通路）】

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

図 I - 12 スロープの有効幅員

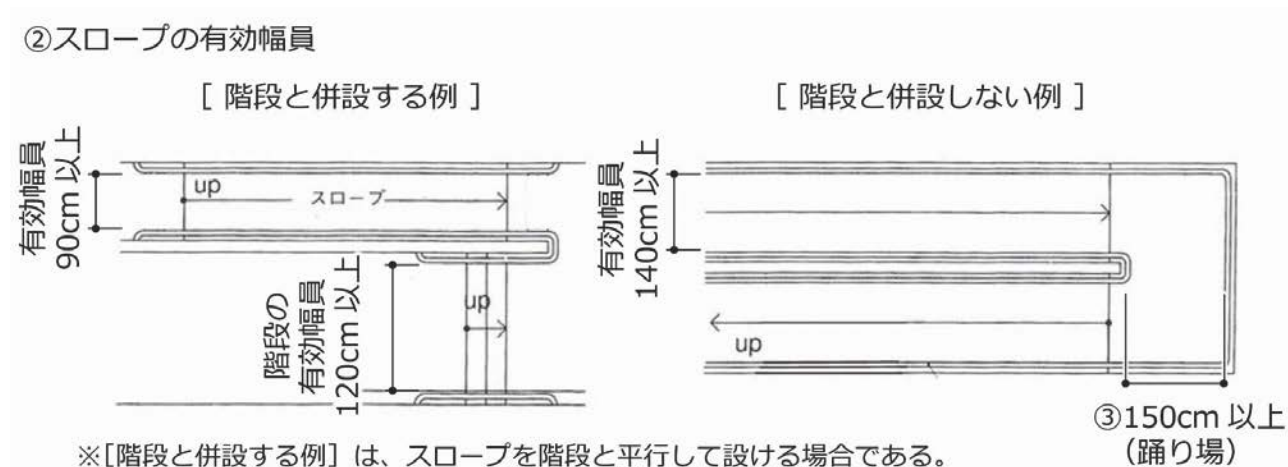
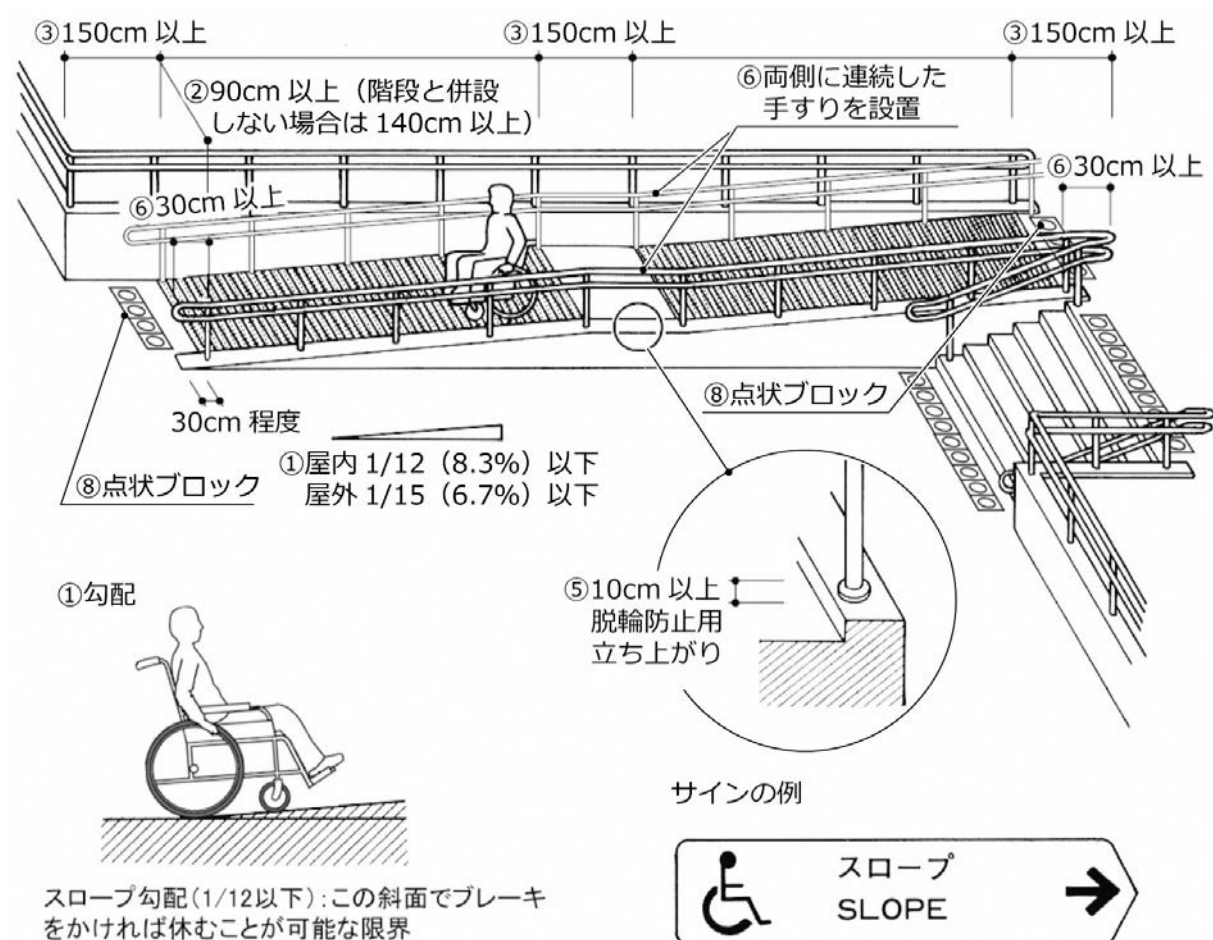


図 I - 13 スロープの仕様例



※ここでは視覚障害者移動等円滑化経路として線状ブロックで誘導するのを階段としているため、スロープの踊り場には点状ブロックは敷設していません

A-8 出入口

整備の基本的な考え方

出入口は、高齢者や障害者などが支障なく出入りできるよう、幅員の確保や段差の解消に配慮する。

① 有効幅員	→図 I-14
◎出入口（戸）の有効幅員は、90cm 以上を標準とする。ただし、内部出入口については、80cm 以上を標準とする。 ◎玄関など主要な出入口の有効幅員は 100cm 以上とする。 ○玄関など主要な出入口の有効幅員は 120cm 以上とすることが望ましい。	【建築標準（建築物の出入口）・県規則第 17 条(1)1】 【建築標準（建築物の出入口）】
② 形式	
◎戸は、自動式引き戸、手動式引き戸または手動式開き戸のいずれかとする。（開閉の難易度からすると、自動式引き戸、手動式引き戸、手動式開き戸の順となる。） ◎回転ドアは基本的に車いすでの利用は困難であり、視覚障害者や歩行困難者も危険が伴いやすいため避ける。気密性の関係からやむを得ず回転ドアを設ける場合は、それ以外の形式の戸を併設し、視覚障害者の誘導にも十分配慮する。 ◎戸が透明な場合、衝突防止のために、目の高さの位置（床上 110cm と 160cm 程度の 2 か所、又は床上 140cm 程度の 1 か所）に横線をいれるか、色（高齢者の黄変化した視界では見えにくいいため青色は避ける。）や模様などで識別できるようにする。 ◎扉ガラスに衝突のおそれのある場合には、安全な材料を使用する。 ○戸の色は周辺の壁の色から識別しやすい色とすることが望ましい。 ◎戸の前後には、車いす使用者が戸の開閉や車いすの回転を行うために必要な水平部分を設ける。 ○戸の前後に設ける水平部分は有効寸法 150cm×150cm 以上とすることが望ましい。 ◎戸は、できるだけ小さな力で開閉できるようにする。 ◎床面には、段差をつけない。やむを得ない場合、敷居の高さは 1 cm 以下のすりつけ仕上げ、溝蓋の隙間は 1 cm 以下とする。	【建築標準（建築物の出入口）】 【建築標準（建築物の出入口）】 【建築標準（建築物の出入口）の強化】 【建築標準（建築物の出入口）】 【政令第 18 条第 2 項第 2 号ロ】 【建築標準（建築物の出入口）】 【県規則第 17 条(1)2】
③ 引き戸	→図 I-15
○引き戸は、軽い力で操作のできる自閉式上吊り引き戸（ストッパー若しくは一時停止装置又は自動閉鎖時間の調整機能を持ち、閉まり際に減速するもの）とし、段差のある敷居や溝を設けないことが望ましい。	【建築標準（利用居室の出入口）】

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

○戸を完全に開けた時と閉めた時、把手と戸わくの間を、5cm 以上とすることが望ましい。	【県指針(出入口)】
④ 開き戸	→図 I - 16
◎開閉時間を十分に確保したドアチェックなどを設け、できるだけ軽く、ゆるやかに開閉するよう配慮する。 ◎戸の開き勝手方向には、より多くのスペースをとる。 ○プライバシー上問題のある場合を除き、戸の反対側の動きがわかるよう、床から 60cm の位置を下端として 20cm×90cm 程度のガラス窓を設けることが望ましい。ガラスは割れにくいものを用いる。 ○ドアを開け切ったときにストッパーが利くようにすることが望ましい。	【建築標準(建築物の出入口)】 【県指針(出入口)】 【建築標準(建築物の出入口)・県指針(出入口)】 【県指針(出入口)】
⑤ 自動ドア	→図 I - 17 図 I - 17 - 1
○自動開閉装置は、車いす使用者や視覚障害者の利用を考慮し、押しボタン式を避け、感知式とする等開閉操作の不要なものとするのが望ましい。 ◎自動ドアは、高齢者や障害者などの通行時間を考慮して、開放時間に配慮する。 ○ゆっくりと閉まることが望ましい。 ◎開閉起動装置は、感知域をできるだけ広げ、通行に支障なく作動するよう十分配慮する。 ○非常時対応手動扉を設けることが望ましい。 ○高齢者、障害者、子どもなどがドアに挟まれないように、ドア枠の左右かつ適切な高さ(床 20cm～70cm の範囲)に安全センサーを設けることが望ましい。 ○自動ドアの使用時の安全性を確保するため、JIS A 4722:2017 に準拠したものとするのが望ましい。 ※JIS 規格の詳細は「歩行者用自動ドアセット<引き戸>安全ガイドブック」(全国自動ドア協会発行)を参照	【県指針(出入口)】 【建築標準(建築物の出入口)】 【県指針(出入口)】 【建築標準(建築物の出入口)】 【建築標準(建築物の出入口)】 【建築標準(建築物の出入口)】
⑥ ドアハンドル	→図 I - 18
○使いやすい形状のものとし、床面より中央で 85 cm 程度の位置に設けることが望ましい。(引き戸では棒状のもの、開き戸ではレバーハンドル式、又はプッシュプルハンドル式等のものが使いやすい。)	【建築標準(建築物の出入口)の強化】
⑦ 車いす当たり	→図 I - 16
○戸には、床 35 cm 程度まで、車いす当たり(キックプレート)を取り付けることが望ましい。	【県指針(出入口)】
⑧ その他	
○車いすが転落しないようにドアと近接する下り階段との間には十分なスペースを設けることが望ましい。	【県指針(出入口)】

【凡例】 ◎整備や配慮が必要な内容 ○整備や配慮をしていくことが望ましい内容

図 I - 14 有効幅員

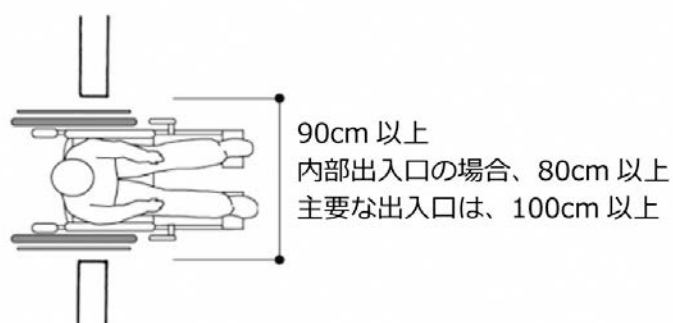


図 I - 15 引き戸



図 I - 16 開き戸

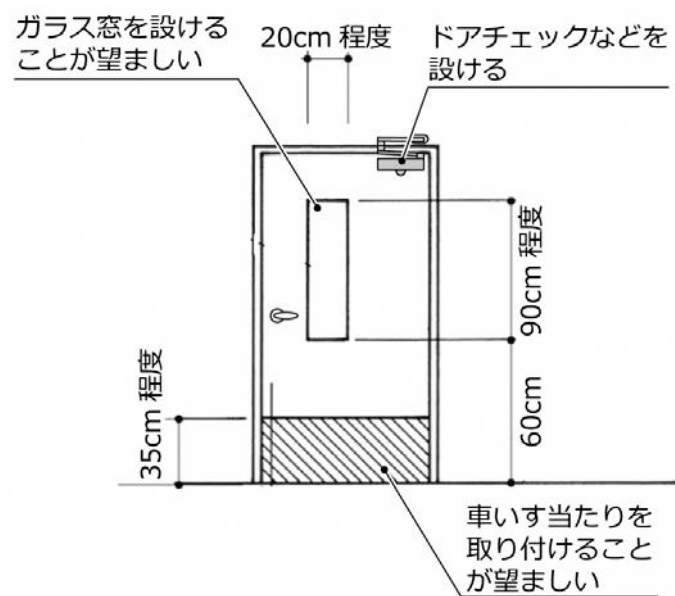


図 I - 17 自動ドア 感知域の目安

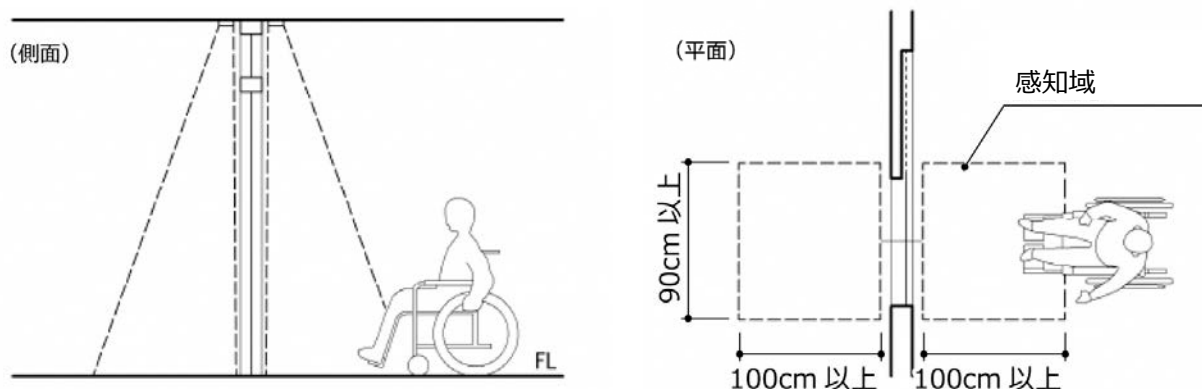


図 I - 17 - 1 自動ドアの安全対策 (JIS A 4722)

開作動中における挟まれ及び衝突リスクの低減策の例

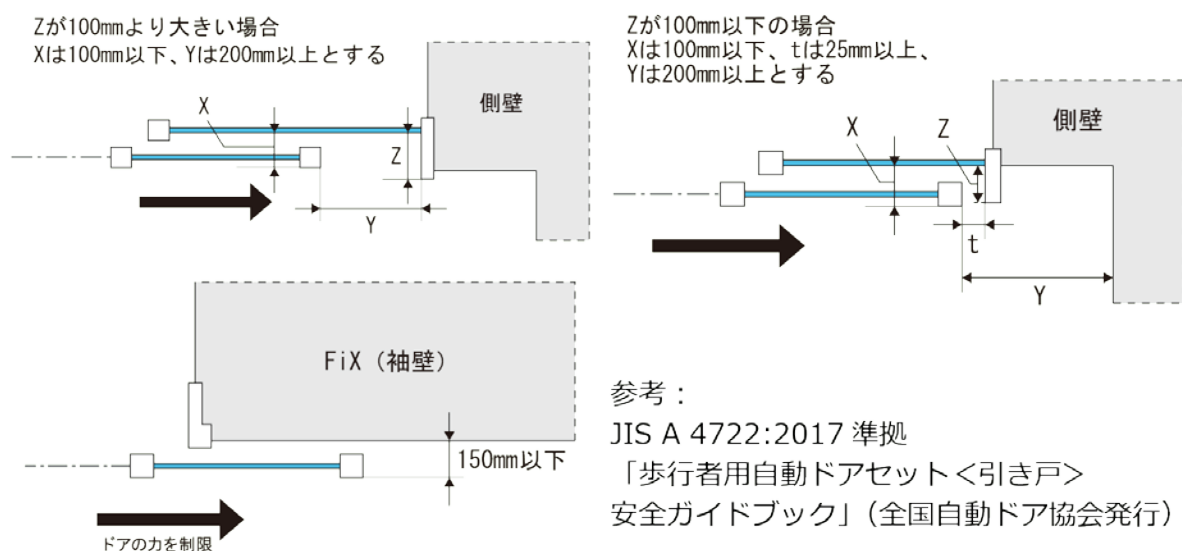


図 I - 18 ドアハンドル

